

囲碁を通じた連携協力に関する協定書

一般財団法人関西棋院（以下「甲」という。）と兵庫県宝塚市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携協力し、囲碁を通じた非認知能力の育成をはじめとする子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携協力する。

- （1） 就学前施設における囲碁指導に関すること
- （2） 小学校の囲碁授業及びクラブ活動等に関すること
- （3） 中学校における課外活動に関すること
- （4） 一般財団法人関西棋院における囲碁普及及び事業に関すること
- （5） その他両者が協議して必要と認めること

（連絡調整）

第3条 前条の連携協力を円滑に進めるため、それぞれに総合窓口を設置し、甲と乙の間で定期的な連絡調整を行う。

（経費）

第4条 本協定の事業実施に係る経費の負担については、甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙のいずれからの変更又は終了の申し入れがない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後の取扱いも同様とする。

（協議）

第6条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、これを決定する。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、双方署名のうえ、各自1通を保有する。

令和 7 年 3 月 9 日

甲 一般財団法人関西棋院
理事長

乙 兵庫県宝塚市
市長

佐々木 伸一

山崎 清恵